

## 付 議 第 5 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和6年6月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

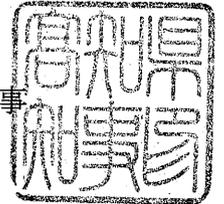
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



6 高財政第 83 号  
令和 6 年 5 月 23 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 6 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 6 年 6 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
- 2 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例議案
- 3 令和 6 年度高知県一般会計補正予算（所管分）

第 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項の表中「30人」を「25人」に、「20人」を「15人」に改める。

別表の1の(1)のうち「20人」を「15人」に改め、同表の1の(1)のエ中「30人」を「25人」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 高知県認定こども園条例第2条第1号に規定する幼保連携型認定こども園において、園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の高知県認定こども園条例（次項において「新条例」という。）第10条第3項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の高知県認定こども園条例（次項において「旧条例」という。）第10条第3項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

3 高知県認定こども園条例第2条第2号に規定する連携型外認定こども園において、子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例別表の1の(1)の規定は、適用しない。この場合において、旧条例別表の1の(1)の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準  
内閣府  
(平成26年文部科学省令第1号)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提  
厚生労働省  
供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学  
内閣府  
大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準(平成26年7月文部科学省告示第2号)が  
厚生労働省  
一部改正されたことを考慮し、幼保連携型認定こども園の人員に関する基準及び連携型外  
認定こども園の職員の配置の基準について必要な改正をしようとするものである。

新  
高知県認定こども園条例（抜粋）

旧

対

照  
表  
旧  
高知県認定こども園条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。
  - ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
    - (ア) 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園
    - (イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの
      - a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号。以下「幼保連携型認定こども園基準府省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。
- (2) 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。
  - ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。
    - (ア) 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園
    - (イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの
      - a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第

23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(連携型外認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 略

(2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(3) 略

(4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(人員に関する基準)

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専

23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(連携型外認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 略

(2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(3) 略

(4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(人員に関する基準)

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専

## 参考資料2

任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

- 2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね <u>25人</u> につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね <u>15人</u> につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

### 備考

- 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計した数とする。
- 3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回る

任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

- 2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。
- 3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章及び附則第8項において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね <u>30人</u> につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね <u>20人</u> につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

### 備考

- 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。
- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計した数とする。
- 3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回る

ときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

- 4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第5条第4項ただし書に規定するものに限る。）（第12条第3項において同じ。）に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 連携型外認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の人数は、次のとおりとすること。ただし、常時2人を下回ってはならないこと。

ア 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上

イ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上

ウ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね15人につき1人以上

エ 満4歳以上の子どもおおむね25人につき1人以上

(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学

ときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

- 4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条の規定により読み替えて準用する児童福祉施設基準省令の規定（幼保連携型認定こども園基準府省令第5条第4項ただし書に規定するものに限る。）（第12条第3項において同じ。）に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 連携型外認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の人数は、次のとおりとすること。ただし、常時2人を下回ってはならないこと。

ア 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上

イ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上

ウ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上

エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学

- 級の子どもの数は、35人以下とすること。
- 2 職員の資格  
略
  - 3 施設設備  
略
  - 4 教育及び保育の内容  
略
  - 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等  
略
  - 6 子育て支援事業  
略
  - 7 管理運営等  
略
  - 8 非常災害対策  
略
  - 9 暴力団の排除  
略
  - 10 過疎地域等における特例  
略

- 級の子どもの数は、35人以下とすること。
- 2 職員の資格  
略
  - 3 施設設備  
略
  - 4 教育及び保育の内容  
略
  - 5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等  
略
  - 6 子育て支援事業  
略
  - 7 管理運営等  
略
  - 8 非常災害対策  
略
  - 9 暴力団の排除  
略
  - 10 過疎地域等における特例  
略

# 高知県認定こども園条例の一部改正について

## 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

### 1 改正の背景

「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定) ～認定こども園及び保育所における職員配置基準の見直し～

幼児教育・保育について、量・質両面からの強化を図ること、その際、待機児童対策などに一定の成果が見られたことも踏まえ、**量の拡大から質の向上へと政策の重点を移す**ことなどが必要になっている。こうしたことから、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった**4・5歳児の職員配置基準について、30対1から25対1への改善**を図る。

#### 「こども未来戦略」を踏まえた職員配置基準の改善

職員配置基準等を規定している内閣府令等を改正(令和6年3月13日公布、令和6年4月1日施行)

- 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を改正し、4・5歳児の職員配置基準を改善する。
  - 人員確保に困難を抱える保育の現場に、混乱が生じないよう、当分の間は、従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置を設ける。
- ※3歳児についても、4・5歳児と同様に最低基準等の改正(20:1→15:1)を行う。

### 2 条例改正の内容

施行期日：公布の日

経過措置：認定こども園及び保育所の職員等の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、従前の基準により運営することができる。

#### (1) 高知県認定こども園条例

新	旧
幼保連携型認定こども園の人員に関する基準(第10条第3項) 満4歳以上の園児 おおむね <u>25人</u> につき1人 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね <u>15人</u> につき1人	幼保連携型認定こども園の人員に関する基準(第10条第3項) 満4歳以上の園児 おおむね <u>30人</u> につき1人 満3歳以上満4歳に満たない園児 おおむね <u>20人</u> につき1人
連携型外認定こども園の職員の配置の基準(別表) 満4歳以上の子どもおおむね <u>25人</u> につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね <u>15人</u> につき1人以上	連携型外認定こども園の職員の配置の基準(別表) 満4歳以上の子どもおおむね <u>30人</u> につき1人以上 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね <u>20人</u> につき1人以上

#### (2) 高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(※)

新	旧
保育所(第4条第3項) 児童福祉施設基準省令で定める基準(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第18号)第1条の規定による改正後のものをいう。)の例による。	保育所(第4条第3項) 児童福祉施設基準省令で定める基準(令和6年改正府令第2条の規定による改正後のものをいう。)の例による。

※1 この条例は、児童福祉法に規定する①障害児通所支援の事業等、②指定障害児入所施設等、③児童福祉施設(保育所等)の人員、設備及び運営に関する基準等を一本化して規定している。

※2 この条例において児童福祉施設の設備及び運営に関する基準は、この条例で定めるものを除くほか「児童福祉施設基準省令(以下「基準省令」)」で定める基準の例による。

この条例で定めるもの…県独自基準(非常災害対策等) →今回改正なし

基準省令で定める基準…主な基準は基準省令において示されている。 →基準省令の改正があったため、「改正後の基準省令」の例によることとするための改正を行う。